

～ 労働安全衛生法政省令等改正により、国内の化学物質管理が抜本的に見直しとなります ～

---

### 検討会報告書のポイント

- ・危険性、有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換していきます。
- ・企業規模や業種に関わらず、危険有害性がある化学物質を扱う場合は「化学物質管理者」の選任が義務化となる見込みです。
- ・直近では、まずはラベル・SDSの交付対象物質が236物質ほど増える見込みです。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099635\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099635_00002.html)

※今後、数年かけて現在の674物質から約2900物質に規制は拡大予定。

- ・5年毎にSDSの更新状況を確認することが義務化され、B to B取引における法令遵守上、ラベル・SDSのより理解が求められます。

◎検討会報告書の概要については、以下サイトよりご確認が可能です。

[https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken\\_report.html](https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html)

◎検討会報告書に基づく、労働安全衛生法の改正提案について、以下動画サイトにて、概要の視聴が可能となっております。

<https://youtu.be/BTYUo5hw2JA>

お問い合わせ先

労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター

[cimr-toiawase@h.jniosh.johas.go.jp](mailto:cimr-toiawase@h.jniosh.johas.go.jp)

